

平成 28 年度第 2 回愛南町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 2 月 3 日（金）午後 2 時から 愛南町役場 2 階 第 1 会議室	
出席委員氏名	委員長 大賀 水田生（愛媛大学 理事・副学長） 委員 尾崎 亘宏（元愛媛県建築住宅課技幹） 委員 増田 裕（税理士） 委員 青木 千之（元愛南町監査委員） 委員 松本 宏（弁護士）	
審議対象期間	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日	
抽出案件	総件数 3 件	（備考） 抽出の考え方 無造作に案件を抽出。（松本委員が案件を抽出。）
一般競争入札	2 件	
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p>議題1 H28年度(12月末時点)愛南町入札契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信工事業の落札率が49.5%と異常に低いがこの要因はなにか？ ・これほど落札率が低いと、当初設計金額は適切であったのか？見積りや積算があまかったのでは？と考えるが如何に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線デジタル化整備工事（プロポーザル）の落札率が41.6%であったことが要因である。 ・当初設計金額は適切であったと考える。採用された業者は既存設備を有効利用することにより事業費を抑制する提案を行っていた。
<p>議題2 抽出事業の審議について 【随意契約】 御荘霊苑空調設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費が1千3百万円でありながら随意契約とした理由は？ ・5号の事由により随意契約とすることはよくあるのか？ ・適正な施設更新計画を立てておれば、当案件は随意契約で執行しなくても良かったのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は一般競争入札で執行すべく準備を進めていたが、新年度に入り、空調が故障で度々止まり、このままでは施設運営に支障をきたす恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして随意契約にて執行した。 ・稀である。随意契約のほとんどが1号の少額意契。また、特命随契では2号事由が多い。 ・そのとおりである。以後、いたずらに随意契約とすることがないように計画的な施設更新に努める。

【一般競争入札】

愛南町簡易水道統合整備工事 13（遠方監視設備）

・予定価格 1 億 4 千万円を超える大型事業でありながら、入札参加者が 1 者のみであったことについてどう考えているか。

・発注者は入札参加者が 1 者であるということを開札前に知り得るのか？

・予定価格の事前公表と高落札率との因果関係についてはどう考えているか？

【一般競争入札】

八幡野住宅一部解体工事

・落札率が 68.1% と低いですが、このことについてはどう考えているか？

・本工事の入札参加条件では 20 者以上の参加が可能であることを確認している。参加者が少なかった要因として考えられることは、工事費の約半分が工場製作費であり、元請としてのメリットが予定価格程感じられなかったのではないかということ、また、発注が 7 月であり、全国的に新年度予算による工事が発注される時期であることから、遠方の業者は参加を見合わせたのではと推測する。

・入札書の締切り期日後でないと知り得ない。

・予定価格の事前公表、事後公表については、それぞれにメリット・デメリットがあり、一概にどちらが優れているとは言えない。高落札率が事前公表によるものかどうかの検証は行っていないが、今後、事前公表によることの弊害があるのであれば、愛媛県や他の自治体の状況を見ながら検討していきたい。

・これまでも解体工事については、工事目的物がなく、出来形管理等も不要であることもあったのか、比較的低価格で応札される傾向にあった。

議題3 平成29年愛南町入札契約制度改善事項について

- ・特になし

議題4 その他

- ・特になし